第９０回大阪府森林審議会

会議録

日時：令和６年12月２日（月）

午前10時00分～午後12時00分

場所：大阪府咲洲庁舎41階　会議室（大）

第９０回大阪府森林審議会

令和６年１２月２日

【司会（上本森づくり課技師）】　　お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第９０回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

　私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の上本でございます。よろしくお願いいたします。

　交通状況の関係により、西野委員がまだ来られていないですけれども、すみませんが先に始めさせていただきます。よろしくお願いします。

　委員の皆様方については、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

　それでは、審議会の開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部みどり推進室長、田中より御挨拶を申し上げます。

【田中みどり推進室長】　　皆さん、おはようございます。大阪府みどり推進室長の田中でございます。第９０回大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

　委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。

　近年、地球規模での温暖化の影響により自然災害の激甚化、多発化していると言われておりまして、全国で毎年のように人災を伴う大規模な豪雨災害が発生している状況でございます。特に、本年９月に発生いたしました能登半島豪雨では、輪島市で観測史上最大の雨量を記録いたしまして、１５名の方が亡くなられるなど、大変痛ましい大災害となったところでございます。また、森林部におきましても、山腹崩壊１６件、林道災害が実に７３か所と、多くの被害が発生したというふうに聞いております。

　こうした状況の中、大阪府といたしましても、激甚化する災害に対応するために、従来の国庫補助治山事業に加えまして、平成２８年度から大阪府森林環境税を導入いたしまして、危険渓流における土石流、流木対策というものを実施してきたところでございます。また、本年度からは、集水域における流域治水対策といたしまして、山地保水力の向上による防災・減災対策を実施しておりまして、府民の安全安心の向上に努めております。

　さて、本日の議事でございますが、委員の改選に伴う会長の選任、それから次に、大阪地域森林計画の樹立について、そして、大阪森林防災・減災アクションプランの策定についてと、３件を御審議していただく予定にしております。特に、森林防災・減災アクションプランにつきましては、府内の山地災害危険地区の見直しに伴いまして、今後の大阪の森林区域における防災・減災の在り方やその取組方針等について御議論していただきたいと考えております。

　委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御議論を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会（上本森づくり課技師）】　　ありがとうございました。

　本日の審議会には、委員１４名中１１名の委員に御出席いただいておりますので、大阪府森林審議会規程第４条の規定により、本会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

　なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめ御了承願います。

　ここからは着座にて進めさせていただきます。失礼いたします。

　まず、本年度は委員改選を行いました。委員の皆様におかれましては、２０２４年１１月１日から２年間、委員就任について御承諾いただきましたことを御礼申し上げます。今回の改選により、黒田委員、藤田委員が退任され、東委員、宮田委員の２名に新たに御就任いただきました。

　また、近畿中国森林管理局長については國井委員の異動に伴い髙橋委員が、千早赤阪村長につきましては南本委員の交代に伴い菊井委員が、河内長野市長については島田委員の交代に伴い西野委員がそれぞれ御就任いただきました。

　新たに御就任いただいた５名について、私から御紹介させていただきます。

　お一人目、神戸大学助教の東　若菜委員でございます。

　東委員におかれましては、森林生態学や樹木生理学の専門家であり、樹木の貯水、水分通導機能等の生理生態、樹木と他の生物との関わり合い、樹木の防御システムに関する研究に取り組んでおり、生物多様性の保全や森林病害虫に関する専門的な知識をお持ちです。

　次に、千早赤阪村村長、菊井佳宏委員でございます。

　菊井委員におかれましては、千早赤阪村が大阪府内の町村の中で最も森林率が高いことから、大阪府内町村を代表する自治体の長として御就任いただいております。

　次に、近畿中国森林管理局局長の髙橋和宏委員でございます。

　髙橋委員におかれましては、大阪府域の国有林を管轄している近畿中国森林管理局長として、国有林の管理経営や森林計画に深く関わっておられることから、御就任いただいております。

　次に、本日御欠席ですが、河内長野市市長の西野修平委員でございます。

　西野委員におかれましては、河内長野市が大阪府内の市の中で最も森林率が高いことから、大阪府内市を代表する自治体の長として御就任いただいております。

　最後に、京都大学准教授の宮田秀介委員でございます。

　宮田委員におかれましては、森林環境保全の専門家であり、山地流域における水、土砂移動過程と動態に関する研究や土砂流出観測手法の開発に関する研究課題に取り組んでおり、砂防に関する造詣も大変深い方です。

　以上で、新規委員の御紹介を終わらせていただきます。

　それでは、改めて、本日御出席いただいている委員の皆様について、お名前を読み上げさせていただきますので、その場で御起立の上、一言お願いいたします。

　なお、オンライン参加の皆様につきましては、マイクをオンの上、一言よろしくお願いいたします。

　まずは会場での御参加で、神戸大学助教の東委員でございます。

【東委員】　　皆さん、初めまして、神戸大学の東若菜と申します。今年度より初めて参加させていただくことになりますけれども、前任の黒田慶子先生と同じ研究室で研究をしてまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（上本森づくり課技師）】　　千早赤阪村村長の菊井委員でございます。

【菊井委員】　　菊井でございます。私自身、７月１６日に村長に就任させてもらいました、新人の村長でございますので、よろしくお願いします。以前は役場のほうに勤めさせてもらってましたので、大阪府さん等々にはいろいろお世話になっておりますので、また今後も引き続きよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

【司会（上本森づくり課技師）】　　大阪府森林組合代表理事組合長の栗本委員でございます。

【栗本委員】　　森林組合の栗本です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（上本森づくり課技師）】　　近畿中国森林管理局局長の髙橋委員でございます。

【髙橋委員】　　髙橋でございます。私も７月からこの大阪のほうに来ております。何とぞよろしくお願いします。

【司会（上本森づくり課技師）】　　大阪府指導林家の寺井委員でございます。

【寺井委員】　　千早赤阪村に山がある寺井みどりです。どうぞよろしくお願いします。

【司会（上本森づくり課技師）】　　株式会社南河内林業代表取締役の仲谷委員でございます。

【仲谷委員】　　南河内林業の代表取締役でございます仲谷貴紀です。本日はよろしくお願いいたします。

【司会（上本森づくり課技師）】　　大阪府建築士会理事及びＮＰＯ法人もく（木）の会代表の西野委員でございます。

　大阪府立大学名誉教授の増田委員でございます。

【増田委員】　　増田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（上本森づくり課技師）】　　京都大学准教授の宮田委員でございます。

【宮田委員】　　京都大学農学研究科の宮田と申します。今回から２年間お世話になります。よろしくお願いいたします。

【司会（上本森づくり課技師）】　　次に、オンラインでの御参加で、京都府立大学教授の長島委員でございます。

【長島委員】　　京都府立大学の長島です。専門が人工林、広葉樹林化から持続的な森林管理ということで研究をさせていただいております。引き続きになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（上本森づくり課技師）】　　京都府立大学准教授の三好委員でございます。

【三好委員】　　三好です。専門は治山・砂防関係で、防災のことについて少しでも貢献できればと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【司会（上本森づくり課技師）】　　なお、一般社団法人大阪府木材連合会会長の津田委員、河内長野市市長の西野委員、奈良女子大学教授の藤平委員におかれましては、所用のため本日は御欠席でございます。

　皆様、ありがとうございました。

　それでは、次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

　お手元、資料を御確認ください。１ページ目から、次第から始まり、次、出席者名簿と配席図、大阪府森林審議会規程、大阪地域森林計画の諮問書の写し、ここまでで７ページとなります。

　次、８ページに資料１、大阪地域森林計画の樹立について。飛びまして１０４ページ、資料１の（参考）。資料２の前に、１１６ページに森林防災・減災アクションプランの諮問書の写し。１１８ページに資料２、大阪府森林防災・減災アクションプラン（仮称）について。１２０ページ、資料３、横長になります、山地災害危険地区の概要について。裏面の１２１ページ、資料３－２、山地災害危険地区の調査要領等の改正概要について。次のページ、１２２ページ、資料４、大阪府森林環境税について。裏面、１２３ページ、資料４－２、大阪府森林環境税のこれまでの取組について。次ページ、１２４ページ、令和６年度からの大阪府森林環境税の取組について。１２８ページに行きまして、資料５、林地開発許可の実績報告について。最後、最終ページ、１３２ページに資料５の（参考）がございます。

　以上ですが、資料の不足等はございませんでしょうか。

　それでは、議事に入らせていただきますが、本日の審議会は、委員改選後初めての開催となりますので、大阪府森林審議会規程第２条の規定により、まず、委員の互選によりまして会長を選任いただく必要がございます。

　つきましては、議事の（１）会長の選任等につきまして、会長が選任されるまでの間、僭越ではございますが、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、議事の（１）会長の選任等につきまして、本審議会の会長について、いかがいたしましょうか。

　西野委員、お願いします。

【西野委員】　　西野です。遅くなって申し訳ございませんでした。

　前回から引き続き、経験豊富な増田委員にお願いしてはいかがでしょうか。

【司会（上本森づくり課技師）】　　ありがとうございます。ただいま西野委員から増田委員を会長にという御発言がありました。

　委員の皆様、ほかに御意見ございませんでしょうか。

　それでは、お諮りさせていただきます。増田委員に会長をお願いすることで御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会（上本森づくり課技師）】　　ありがとうございます。皆様、異議なしということでございますので、増田委員に会長をお願いしたいと存じます。

　それでは、これ以降の議事につきまして、森林審議会規程第５条第１項の規定によりまして、増田会長に議長をお願いしたいと存じます。増田会長、議長席へ移動のほうお願いいたします。

　それでは、増田会長、よろしくお願いいたします。

【増田会長】　　改めまして、皆様の御推挙によりまして、前期に引き続いて会長を仰せつかりました。先ほど室長さんからも話がございましたように、非常に地球規模での異常気象といいますか、気候変動による影響で災害が激甚化しているという中で、森林の持つ多面的な機能、これに対しての期待がますます高まる中で、保育管理というのが非常に重要になってくると思います。この審議会では、そういう面で自由闊達な意見交換をしながら前に進めてまいりたいと思いますので、御支援、御協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。

　それでは、座って進行させていただきます。

　まず初めに、本日の議事録署名委員ですが、寺井委員と仲谷委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

　次に、審議会規程第２条第３項の規定に基づく会長代理をあらかじめ選任したいと思います。皆様、何か御意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。

　はい、どうぞ。

【仲谷委員】　　これまでも御経験のございます栗本委員でお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

【増田会長】　　よろしくお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。よろしいでしょうかね。

　それでは、お諮りをいたしたいと思います。お手数をおかけしますけれども、栗本委員に会長代理をお願いすることで御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【増田会長】　　ありがとうございました。

　異議なしとの回答をいただきました。よろしくお願いしたいと思います。

　それでは、議事を引き続き進めてまいりたいと思います。

　本審議会の議事次第を見ていただきますと、議事が３点あるうち、第１点目が終わりまして、残り２点、「大阪地域森林計画の樹立について」と「大阪森林防災・減災アクションプラン（仮称）の策定について」、議事が２つ予定されております。その後、報告案件が１点ございますので、よろしくお願いしたいと思います。

　本審議会では、林地開発などに関する事項を審議するため、森林保全整備部会を設置しておりますが、その部会長及び部会委員については、審議会規程第６条第２項、第３項の規定によりまして、いずれも会長が指名することとなっております。

　つきましては、僭越ながら私のほうから指名させていただきたいと思います。

　まず、森林保全整備部会部会長には、リモート参加をいただいております長島委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【長島委員】　　よろしくお願いします。

【増田会長】　　引き続きまして、部会委員には各種の専門領域を鑑みまして、東委員、藤平委員、宮田委員、三好委員と私の５名を指名させていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

　本日の欠席の委員につきましては、後日、事務局から今の内容をお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

　それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

　まず、事務局から議事について御説明をいただきたいと思います。

【司会（上本森づくり課技師）】　　次の審議事項に入らせていただくに当たりまして、本日は諮問事項が２件ございます。

　議事の（２）大阪地域森林計画の樹立についてと、議事の（３）大阪府森林防災・減災アクションプラン（仮称）の策定について、環境農林水産部みどり推進室長の田中より増田会長に諮問書を手交しますので、よろしくお願いいたします。

　委員の皆様には諮問書の写しをお手元にお配りしておりますので、そちらを御覧ください。

【田中みどり推進室長】　　大阪府地域森林計画の樹立について（諮問）。

　森林法第５条第１項の規定に基づき大阪地域森林計画を樹立するに当たり、同法第６条第３項の規定により貴審議会の意見を求めます。

　もう１件が、大阪府森林防災・減災アクションプラン（仮称）の策定について（諮問）。

　大阪府森林防災・減災アクションプラン（仮称）の策定について、森林法第６８条第２項により、大阪府森林審議会の意見を求めます。

　よろしくお願いします。

【増田会長】　　どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、ただいま諮問のありました議事の（２）大阪地域森林計画の樹立について、事務局のほうから御説明のほど、よろしくお願いしたいと思います。

【垣田森づくり課技師】　　本日説明させていただきます大阪府環境農林水産部森づくり課の垣田と申します。よろしくお願いいたします。

　それでは、変更概要について御説明いたします。９ページの資料１、「大阪地域森林計画（案）の概要」を御覧ください。画面スクリーンにも共有いたします。

　資料１の左上の段を御覧ください。

　まず、今回樹立します地域森林計画とは、府の森林関連の施策の方向や森林整備の目標等を示した計画で、森林・林業基本計画に示された目標等を実現するため、民有林において、全国森林計画に即し、５年ごとに１０年を１期として立てる計画です。

　地域森林計画においては、資料内１つ目、対象とする森林の区域や、２つ目、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項など、こちらに示す事項が掲げられております。

　次に、森林計画制度の体系について、１０ページの資料１－２で詳細を示していますので、御覧ください。

　森林計画制度は、まず、政府が森林・林業基本法に基づき、森林及び林業に関する施策の長期的かつ総合的な推進を図るため、森林・林業基本計画を策定します。

　これに即して、農林水産大臣が森林法に基づき、５年ごとに１５年を１期として立てるものが全国森林計画です。令和５年１０月に、令和６年４月からの現行計画が策定されました。

　そして、この全国森林計画に即して立てるのが地域森林計画であり、森林法第５条に基づき、都道府県知事が５年ごとに１０年を１期として立てるものです。現行の大阪地域森林計画の計画期間は、令和２年度から令和１１年度末までの計画となっており、今年度が５年ごとの樹立の年となります。

　令和５年１０月に策定されました全国森林計画の変更内容は、昨年度変更時に、令和６年１月２２日の本審議会にて諮問を行い、地域森林計画へ反映しております。

　また、この地域森林計画に適合するものとして、市町村長が５年ごとに１０年を１期として市町村森林整備計画を立てます。今年度、大阪府内の市町村は全て樹立の年に当たりますので、各市町村において手続を進めております。

　では、９ページの資料１に戻り、「記載の追加事項」を説明いたします。資料左の中段を御覧ください。

　今回行いました文面の主な追加は２点です。

　１点目、令和６年度から大阪府森林環境税を活用した森林部における治山ダム整備等を行うことを踏まえまして、流域治水対策についての記載を追加しております。

　計画案では、「近年は、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う『流域治水』の考え方に基づく対策が求められており、大阪府では、令和６年度から大阪森林環境税の新たな取組として集水区域（森林区域）における流域治水対策として山地保水力の向上対策、河川への土砂・流木の流出抑制対策を実施している」と記載しております。

　２点目は、令和４年５月に改定した大阪府木材利用基本方針を踏まえた記載を追加しております。

　計画案では、「府内産材の安定的な供給体制の整備を進めるために原木調達から製材、加工、設置に携わる者と連携し、更なる利用を図る。また、府が実施する建築物の整備や土木工事等において府内産材の利用に積極的に取り組むほか、市町村や民間事業者が実施する建築物の整備においても、可能な限り府内産材の利用を促進する」と記載しております。

　その他、現在行われていない事業に関する文章の削除、社会情勢や森林現況に即した面積等の修正を行っています。

　次に、資料１左下の段の森林区域の面積について説明いたします。

　林地開発の完了としては、下表の３件の計２０.４８９０ｈａが減少したほか、令和元年度から令和５年度の伐採届による林地外への転用完了等に伴い、森林区域が合計４３.３１３８ｈａ減少いたします。

　林地開発の完了に伴い森林区域から減少する案件につきまして、個別に説明させていただきます。１０５ページの資料１（参考）を御覧ください。

　まず、今回減少する箇所の位置をお示ししております。地域別では、豊能町で２.４８６０ｈａ、四條畷市で１.６８７５ｈａ、泉佐野市で１６.３１５５ｈａの減少です。

　次の１０６ページを御覧ください。個別の案件１件目の表でございます。

　行為者、株式会社仙による豊能町木代における太陽光発電所の設置を目的とした開発になります。開発行為に係る森林面積は３.３９５３ｈａです。減少する森林面積は、開発により改変された係る森林３.３９５３ｈａから造成森林０.６９７９ｈａと造成森林内の通路０.２１１４ｈａを除いた２.４８６０ｈａとなります。

　林地開発では、災害防止、水害防止、水の確保、環境保全の４基準を満たす必要がありますが、これらは計画どおり適切に整備されたこと、また、今後も適切に管理される状況にあることを確認しております。

　後ほど御説明します２件も同様に基準を確認した上で完了としております。備考欄には完了確認日までの経過を記載しております。

　１０７ページの区域図を御覧ください。５条森林区域を緑色に着色しています。黒い線が事業区域、赤い破線が開発に係る森林区域で、そこから造成森林等を除いた赤色に着色した箇所が、今回減少する森林区域です。

　次の１０８ページに、完了確認後の写真を載せております。

　では、次の案件に移ります。１０９ページの表を御覧ください。

　行為者、学校法人栗岡学園による四條畷市大字上田原におけるグラウンドの造成を目的とした開発になります。開発行為に係る森林面積は２.３５３１ｈａです。減少する森林面積は、開発により改変された係る森林の２.３５３１ｈａから造成森林０.６６５６ｈａを除く１.６８７５ｈａとなります。

　１１０ページの区域図を御覧ください。黒い線が事業区域、赤い破線が開発に係る森林区域、１件目と同様に造成森林を除いた赤色に着色した箇所が今回減少する森林区域です。

　次の１１１ページの写真は完了後の状況です。

　３件目の案件に移ります。次の１１２ページの表を御覧ください。

　行為者、株式会社ニューオーサカホテルエンタープライズによる泉佐野市日根野における太陽光発電所の設置を目的とした開発になります。開発行為に係る森林面積は１７.３２１０ｈａです。減少する森林面積は、開発により改変された係る森林の１７.３２１０ｈａから一部の造成森林１.００５５ｈａを除く１６.３１５５ｈａです。

　次の１１３ページの土地利用計画図を御覧ください。吹き出しで示しています図の左側や中央部の濃い緑色の造成森林は、残置森林と施業上のつながりがあるため、除外区域に含めておりません。赤枠で示す箇所が減少する森林区域となります。

　区域図で示しますと、次の１１４ページのとおりとなります。

　次の１１５ページの写真は完了後の状況です。

　以上、これらの開発案件３件を合わせた２０.４８９０ｈａが完了確認を終えて森林区域から除外する面積となります。

　なお、伐採届での林地転用等による森林面積の減少につきましては、時間の都合上、説明を省略させていただきます。

　では、９ページの資料１に戻ります。右上の欄を御覧ください。

　次に、令和２年度の樹立時の計画量に対する前計画での前半５年間の実行結果について報告いたします。

　主伐の伐採材積につきましては、木材価格の低迷や造林費用の増加により、森林所有者等の林業経営に対する意欲が低下していることで伐採が進まず、実行歩合１８％と計画量を下回りました。

　間伐につきましては、森林経営管理制度の開始により実績増加が期待され、面積の実行歩合は１２４％となりましたが、材積の実行歩合は５５％となりました。間伐材積と面積の実行歩合が大きく乖離した要因としましては、手入れ不足による生育の悪い人工林の間伐の割合が高かったことから、伐採した材積量が少なかったことが考えられます。

　保安林指定につきましては、災害被災地や荒廃地において山地災害対策を推進するため、河内長野市や和泉市、貝塚市等で指定を行いました。また、国定公園等により森林の適切な利用が求められている区域について、保健保安林の指定を行いました。

　最後に、資料１右下の新計画の各種計画量について説明いたします。

　全国森林計画の各流域の割当数量に即し、実績や齢級構成等、府内の森林現況を鑑みて、令和７年度から令和１６年度の新計画量を定めております。

　主伐材積は、府内の森林蓄積の増加に伴い、適切な資源循環を図っていく上で、前回の計画量より増としております。間伐材積は、人工林が利用期に移行し、対象資源が減少することから、前回の計画量より減としておりますが、面積につきましては、算出方法の見直しにより増加しております。

　目標達成のための方針ですが、伐採材積及び間伐面積につきましては、引き続き森林経営計画の策定を推進し、森林作業道などの整備や、森林施業の集約化を進めることで施業コストの削減を図り、主伐、搬出間伐を促進していきます。

　最後に、保安林につきましては、被災地や荒廃地における山地災害対策を着実に進めるとともに、森林の適切な利用を推進するため、計画的に指定を行っていきます。

　そして、この計画樹立に当たりましては、大阪府公報により告示を行い、令和６年１０月１１日から令和６年１１月８日まで縦覧期間に供するとともに、近畿中国森林管理局等に意見聴取を行いましたが、特に意見ございませんでした。

　なお、今後についてですが、本日この審議会において計画案が了承されましたら、農林水産大臣に協議し、計画樹立の決定を行った上で、最終的な公表を行うといった流れで進めてまいりたいと思います。

　以上で、地域森林計画の樹立についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【増田会長】　　どうもありがとうございました。

　ただいま、御説明のあった内容に関しまして、何か御意見あるいは御質問ございますでしょうか、いかがでしょうか。

１、２点、よろしいでしょうか。

　１つは、流域治水、これ非常に重要な視点ですけど、歴史的に言うと、大阪府の寝屋川流域というのがかなり全国に先駆けて総合治水をやってきたという歴史がございますので、ぜひそういう歴史も鑑みながら、大阪府優良事例をどんどん出していっていただければと思います。

　もう１つは、材木の製材から、川上から川中、川下までの話ですけれども、何か万博を契機にサプライチェーンをレガシーとして残すようなことを考えられているでしょうか。いかがでしょう。

【栃原森づくり課森林支援補佐】　　失礼します。森林支援グループの栃原と申します。よろしくお願いいたします。

　今、会長からお話ありました万博のレガシーですけれども、現在、万博博覧会協会のほうで、レガシーのリユース、などの計画を公募しているというような状況です。木製のリングをはじめ各種パビリオンであったりとか、ベンチ等のリユースに向けて、民間とか、公共団体も含めてですけれども、どういった利活用のやり方があるだろうというところを公募されて、それで各計画のほうを御審議されて、決定していくというようなことで話を聞いておるところでございます。

【増田会長】　　分かりました。今、食品も含めて、フードロスの問題であったりとかいう、せっかく固定したＣＯ２を開放しないように、これを機会にそういうレガシーが継承されていくといいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

　あともう１点、この日根野の大規模な太陽光発電用地、これは大分審議会でも議論いたしましたよね。熱海の災害以降も大型の上流部で盛土が出ると怖いので、きっちり施工されたんでしょうか。いかがでしょう。ずっと気になっているものですから。

【穂積森づくり課保全指導補佐】　　保全指導グループ補佐の穂積でございます。よろしくお願いいたします。

　現場のほう、ちょうど私、出先事務所におりますときに現場が動き出したようなところで、まず審議会のほうでたくさんの御指導をいただきまして、工区割りをさせていただくとか、植樹内容の検討とか、防災面についてはしっかりと方向性をお示しいただきまして、こちらのほうも自信を持って現場のほうの指導に当たってきた経過がございます。

　かなり大規模であったことから、当初は土を持ってくるという話もあった中、切り盛りの計画に変わりましたので、場内での土の移動ということで施工をさせております。

　そして、埋設工を含めまして、工区割りに従ってきっちりと施工が進んだという状況です。

　御覧いただきまして、私どもで現在ドローンを持っておりまして、ドローンを飛ばして現場の把握を行っているんですけども、まず、下流部に宅造基準の、旧宅造法での調整池を設けております。こちらをまず先に、安全に施工していく、そういう面で、しっかりダムを造らせて、それから、順次、工区割りした順番でやっていくことができました。

　また、パネルから落ちる雨が地盤を傷めるという御指摘があった中で、傾斜についてはコンクリートをしっかり張工しまして、雨の影響も最小になるような形で整えております。

　林発基準、宅造基準両方を充足するような形で、防災面もしっかり押さえまして、現場のほうもかなり落ち着いた状況で収まっております。

　本当に保全部会での審査のおかげで、このような大規模な開発が完了に至ったということで、こちらのほうも安堵しているところでございます。

　以上でございます。

【増田会長】　　御丁寧に御説明をありがとうございます。大分大規模なものでしたから、かなりここで議論を重ねたということで、それを受けていただいて、安全に施工されたということでよかったかと思います。ありがとうございます。

　ほか、いかがでしょうか。何か御意見、御質問ございますでしょうか。いかがでしょう。

　西野委員、どうぞ。

【西野委員】　　すみません。よろしくお願いします。

　私は、森林環境譲与税というものが始まってから、もくの会として、木材利用アドバイザーとして、市町村に支援に行くとか、そういうことで参加させていただいてはいるのですけども。その中で、今年から森林環境税ということで、皆さんに税を徴収するということになって、市町村の方々もそういう意識というのは、今年、かなり意識を持って対応していただいているかなと思うんですけども。

　その中でも、やはり什器とか家具とか、そういうものが多くて、木質化とか、建物の木造化ということが今後かなというところで、もう少しその辺が進めばいいなというところと。その中で、大阪府内産材を使うというのではなくて、やはり大阪府内産材だけを使うことが目的ではないんですけども、その辺の働きかけというか、それをどういうふうに、もうちょっと大阪府産材を使ってもらえるような方向で持っていっていただけたらということと、木質化、木造化ということにもうちょっと働きかけを促進していただきたいなというところを感じているところで。

　私自身、民間施設の補助を大阪府がされていまして、それの審査の委員にもちょっと参加させていただいているんですけども、その中で、民間施設を補助する目的というのは、一体、大阪府内産を多く使ってほしいからなのか、それとも普及、こんなのをやっていますよという、市民とか府民に対する普及活動としてされているのかというところがどうなのかというところがありまして。なかなか、大手のデベロッパーとかそういう方が手を挙げていただいて、補助をされているということの中で、もう少し身近なところで、多くの市民の方が使えるようなスペースというところで、そこの木質化ということは意識して、何平米ということで、そういう条件もつけてはされているんですけども。正直なところ、もちょっと小さいところで実際にお金が欲しい、補助があってできるようなところにというところをもうちょっと検討いただいたほうがいいのかなと。

　木質化、こういう環境税を使うことによって、木質化することによって、やっぱり、民間の施設とか個人の一般の方が住宅とかそういうものに対しての木質化とか木造化とか、地域材を使うというふうなことに働きかけるということも結構必要なことだと思うんですけども、その辺の普及活動をすることによって、区役所とかは割と木質化とかされているんですけども、きれいになった、木質化されたというのはあるんですけど、ただ、意識的にこれが税金を払って、どういうふうな流れの中でそうなっていくかとか、そういう仕組みとか、実際にこれをすることの必要性とか、その辺の普及活動というか、そういうことを進めていかないとなかなか意識がないというか。きれいになったというのはあるんですけど、その先には行かないような気がして、木を使わないといけないという、そこへ意識を持っていってもらえるような方法が必要なのかなと思うんですけど。私がいろいろとそういうのに関わってきて思っているところなんですけども、その辺のところの今後はいかがでしょうか。長くなってすみません。

【増田会長】　　ありがとうございます。いかがでしょう。積極的な取組というのは、何か付加すべきことはございますでしょうか。いかがでしょうか。

【栃原森づくり課森林支援補佐】　　森林支援グループの栃原でございます。御意見ありがとうございます。

　木造化、木質化を進めていくようにというところで、委員がおっしゃられましたとおり、森林環境譲与税のほうが令和元年度から始まりまして、それを契機に市町村、及び府もですけども、そういったところで木材の利用といったものを徐々にそういった意識が市町村の担当職員であるとか府の担当職員の中でも、そういった意識づけというのが何とか出てきたかなというようなところでございます。

　なかなか公共施設で新しく新築となると、毎年毎年、何件もあるわけではございませんので、そこは計画的にそういった意識を持って新築のときに木造、木質化のほうを進めていっていただくというところで、現在も働きかけを行っているところです。

　改修とかは、１年に何件もございますので、例えば学校施設でしたら、改修に合わせて木質化の取組をしていただいているところです。

　公共以外の民間のほうですけれども、民間のほうにつきましては、やはり建築士さん、設計に携わる民間の建築士さんにもそういった意識を持っていただくということを目的に、現在、府や市町村の担当職員をはじめ、民間の建築設計事務所の職員の方々も対象とした木材利用の研修会を開催しているところでございます。

　その中で、大阪府の建築士会さんとも連携をしながら、建築士のＣＰＤ研修ですか、そういったところにも取り組みながら、木を使う意識を持っていただこうというところで、官のほうでも民のほうでも木造・木質化といった働きかけをしているところです。

　現在の府の行っている民間施設の補助のほうですけれども、そちらにつきましては、やはり府内産材を使ってほしいという側面と、併せて、それを利用される府民、市民の方々に木のよさを知ってもらうと同時に、大阪にもこんな材が取れるんだなといったところへの興味、関心を持っていただこうというところの２つの側面を持って進めているところでございます。

　やはり、限られた予算の中、どこまでを補助できるんだというところで、今現在はある程度の規模的な条件をつけさせていただいて、その中で、今、西野委員にも審査委員として参加していただいていますけども、効率性といいますか、そういったところも御審議いただきながら補助制度を進めているところでございます。

　今後の見通しにつきましては、もう少しいろいろな民間企業さんからの御意見も踏まえながら、要件の緩和ですとか、より広くＰＲができるような形に進めていければと考えているところです。

　あと、税の目的に関して、なかなか府民の方々にそういったＰＲをするといったところまでは今現在はできておりませんでして、ここの施設は府内産材を使って木質化できましたよとか、あとは、府のＣＯ２の認証制度がございますので、こういったところで木材を使うことによって何ｔのＣＯ２が固定できていますよといった普及啓発、ＰＲはしているんですけれども、これからは、それと併せて、今年度から森林環境税の課税も始まっておりますので、皆様方の１人１,０００円という浄財を頂きながら進めておりますので、その課税の目的が何なのかというところも併せて掲示、啓発して、広く府民の方々にＰＲ、周知していきたいと考えております。

【増田会長】　　ぜひともよろしくお願いしたいと思います。特に、効果みたいな話は、見える化をいかにするかということが非常に重要と思いますので、見える指標にして、それを府民の方々に提示するというようなことも積極的に取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

　ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。栗本委員、どうぞ。

【栗本委員】　　この森林計画制度そのものには直接かかわらないとは思うのですが、この５条森林以外の森林ですね。市街地に設置するような森林、放棄した農地、棚田のあるような農地、それから果樹園。そうしたものと一体的に取り組まなければ、先ほどの防災はいけないようなことがこれから起こってくると思うんですが、そういった方向性ぐらいは、そろそろ、どういうふうにするのか、取り入れるのか、どうするのかというのを示す時期に来ているんじゃないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【増田会長】　　いかがでしょうか。何か事務局、考えがございますでしょうか。

【樋口森づくり課森林整備補佐】　　今、御質問のあった、いわゆる２条森林ということで、この地域森林計画に含まれない森林についてですけども、この地域森林計画自体がもともと木材の利用を想定した計画ということで、おっしゃられるように防災面というのは外して考えられている計画になっております。ですので、地域森林計画を立てるときには、今、栗本委員おっしゃられたような農地の後をまた森林に戻すというようなことが始まれば、それをまた５条森林に取り込むのかどうかという議論になるのですけども、今のところ、そういった事例というのはあまり大阪府ではないという状況になっております。

　一方で、もともと５条森林に入っていないような林とか、民家裏のちょっとした森林というのを防災事業やっていこうと思いますと、同じく森林法に基づく保安林指定とか、そういったものにつながってきますので、そういう必要なものが出てきた場合に、今おっしゃられたような形で、防災上必要、連担性があるような森林になれば、治山事業の対象、ということは５条森林に組み入れないとできないと、そういう議論になってくるかなと思っております。

　ただ、その辺の議論が具体的に進んでいるのかと言われますと、今までそういった議論は進んでおりません。この後の議論の中で、３つ目の議事に森林防災・減災アクションプランがございますので、そういったところでまたこういった議論ができればと思っております。

　以上です。

【増田会長】　　恐らく農地のほうは、今、この２年間で地域計画を立案するというふうになっておりますよね。実態としては、放棄されて林地化している農地というのが結構実数としてはあるはずで、今回、地域計画なんかでそういうところが明らかになってきた場合に、森林に位置づけていくのか、あるいは農地に戻すのか、その辺の議論ができる土台がＧＩＳ上で出てきますので、非常に重要な議論のきっかけづくりみたいなやつが必要かなと思いますので、少し頭の片隅に置いて検討いただければというふうに思います。

　私も今たまたま柏原市のそういう森林保全のお手伝いをしているんですけど、昭和３０年代から比べると、要するに１割ぐらいなんですね、ブドウ園の面積が。残された９割がどうなっているかというと、クズ群落になったり竹の侵入が起こったりと、非常に混乱した姿が再生されてしまっているのです。そのあたり、大きな課題かと。特に果樹園の跡地では、非常にいろんなものが侵入しやすくなっていますので、そのあたり、少し大きな課題かと思いますので、課題の共有認識をいただければと思います。

　宮田委員、よろしくお願いしたいと思います。

【宮田委員】　　流域治水対策のところなんですが、計画に新たに入れるというよりは、流域治水で、いろいろ水の災害とかもあるんですが、流木が出てきて、そこで橋に詰まって氾濫助長するとか、そういう事例が結構、最近目立つようになってきていて。それで、いろいろそういう施設を守るための流木対策施設とかもいろいろあるのですが、結局はどこかに出てきてしまった流木は流れていくしかないので、海まで、沖まで行ってくれればいいのですが、そんなことはなかなかないので、ダムの貯水池まで入ってくるか、どこかの橋に引っかかってしまうか、何かの施設で止められるかという感じになるのですが。

　そういうところで、ここにもちょっと書かれているんですが、流木の流出抑制対策を実施するというところで、計画を実施していく上で、ちょっと右下のほうにも書いてある搬出間伐なんかは、結構流木になりやすい、切り捨てた間伐材なんかは起こさないみたいな観点もあるかと思うので、そういう感じで計画実行されていく上で成果の見せ方としては、そういう見せ方をされてもいいのかなというふうに思いました。

【増田会長】　　ありがとうございます。流木対策に対しては、府も独自の森林環境税で過去、進めてきたと思うんですけれども、その辺の効果みたいなやつをきっちりと府民に伝達できているかどうかというあたりについては、何か事務局、御回答ございますか。いかがでしょう。

【樋口森づくり課森林整備補佐】　　今、会長からおっしゃっていただいたとおり、大阪府の森林環境税事業のほうで、これまで平成２８年度からこの流木対策というのは結構進めているところにはなっております。

　こちらにつきまして、評価審議会という別の会がありまして、そちらのほうで実施量という形でお示しはしているんですけども、それが今、おっしゃられたように、実際森林からどれぐらいの材積量となったとか、どういう効果があったのかというところの深いところまで示して周知できているのかと言われると、ちょっと難しいところになっております。

　これも、また次の議題の話にはなるんですけども、次の議題で考えておりますアクションプランの中では、こういった森林環境税で取り組んできた事業の評価というのも改めて見直しした上で、こういった効果がある、それを示した上で、次どうやっていこうかと、そういう議論につなげていきたいというふうに考えております。

【増田会長】　　たしか、今年から始めた対策に関しては、市街地の中で動画配信をして、効果みたいなやつのＰＲをして、普及啓発をしていくというようなことが計画されていたと思うのですけど、いかがでしょうかね、その辺は。

【田中みどり推進室長】　　今まさしく動画を作っているところでして、ショートで１５秒とか、ぱっと見られるものと、それともうちょっと詳しいものと２種類作っておりまして、それを市内で、いろんなところで流していくということでＰＲしていきたいと思っています。

　特に流木対策につきましては、これまでは渓岸なんかの樹木というのは、置いておいたほうがどんどん崩れていかないということで、置いておくというのが一般的だったんですけども、我々は逆にそれを切って、土石流になったときに流木を出さないということで、ヨーロッパではそういうふうにしているというような専門家の意見もありまして、そういう対策をずっとやってきていますので、それについては、引き続きやっていきたいというふうに考えています。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　いずれも重要な御意見をいただいております。案の改定までには至らないかと思いますけれども、これを運用していく中で、今日いただいた意見、十分に御配慮いただきながら運営をしていっていただきたいなというのが、多分、本審議会の意向かと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

　よろしいでしょうか。

　それでは、お諮りをしたいと思います。これは決議事項でございますので、今日お見せいただきました大阪地域森林計画の樹立について。原案を妥当とする旨、答申したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【増田会長】　　ありがとうございます。

　それでは、異議なしということでございますので、妥当とする旨、答申させていただきたいと思います。ありがとうございました。

　それでは、議事の（３）に入らせていただきたいと思います。

　議事の（３）大阪府森林防災・減災アクションプラン（仮称）の策定について、事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【塩野森づくり課長】　　森づくり課長の塩野でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

　「大阪府森林防災・減災アクションプラン（仮称）の策定について」、私のほうから諮問理由のほうを読み上げさせていただきます。資料は、ページ１１７ページを御覧ください。諮問書の裏面になります。

　今回のアクションプランの諮問理由でございます。

　森林は、水源のかん養や土砂流出の防止、地球温暖化の緩和など、多くの公益的機能を有し、府民の良好な生活環境の保全や災害の予防に大きく寄与しています。

　近年、気候変動に伴い降雨の形態が変化し、激甚化、同時多発化する豪雨災害が見られるようになっており、大阪府においては、従来の国庫補助治山事業のほか、府独自の超過課税である大阪府森林環境税を導入し、平成２８年度より、治山事業の未実施地区での緊急対策として危険渓流における土石流、流木対策、令和２年度からは、新たな知見である凹地形での防災対策に取り組んできました。

　また、国が治山対策について、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策を行う「流域治水」へと方向転換したことから、本府でも令和６年度より、大阪府森林環境税を活用し、集水域における流域対策を実施しているところです。

　このように、超過課税による緊急対策も含め、防災・減災対策の強化に取り組み、その効果についても、専門家等で構成される審議会において、評価を得ているところでございますが、府としては、今後の森林の防災・減災対策について、いつまでに、どれだけ、どのような対策を実施する必要があるのかといった全体像を示していく必要があると考えているところです。

　さらに、国においては令和３年３月に「豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方」を取りまとめ、同年６月には「森林・林業基本計画」が閣議決定され、山地災害危険地区に関し、リモートセンシング技術を活用するなど、精度向上に努めることが決められました。

　その後、令和６年３月に「山地災害危険地区調査要領」が改正され、全国の都道府県において、山地災害危険地区の再調査が進められているところであり、本府においても、再調査を開始し、令和７年度中に完了する予定です。

　以上のことから、これまで実施してきた治山事業や森林環境税事業による防災・減災対策の検証を踏まえ、府域の森林整備状況を明らかにするとともに、中長期的な防災対策の目標を設定した上で、今後の取組方針や内容を府民にも分かりやすく示す「大阪府森林防災・減災アクションプラン（仮称）」を策定し、目に見えるかたちで着実に対策を進めていく必要があると考えます。

　つきましては、プランの策定に当たり、審議会の意見を求めるものです。

　詳細につきましては、担当のほうから説明いたします。

【杉山森づくり課主査】　　それでは、引き続きまして、森づくり課の杉山のほうから御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

　それでは、お手元の資料２、Ａ３横のページ番号、中央下部の１１９ページを御覧ください。森林防災・減災アクションプラン（仮称）の検討について、策定の考え方などを御説明させていただきます。

　まず、検討の背景でございます。

　左側１つ目としまして、地球温暖化による気候変動に起因します、想定を超える豪雨ですとか台風等による土砂災害等の多発化・激甚化を受けまして、国は「豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方」を令和３年３月に取りまとめました。

　下の黒四角にあります平成２３年の紀伊半島での大水害のような長時間豪雨による深層崩壊の発生、また、右の写真にありますような平成２９年の九州北部豪雨での洪水流量の増加による流木被害の激甚化、平成３０年７月西日本豪雨や、令和元年東日本台風での凹地形からの崩壊、そして、最近は毎年のように発生いたします線状降水帯の形成による崩壊の同時多発化などがあります。

　これらを受けまして、同年６月に「森林・林業基本計画」、閣議決定されまして、その中で、山地災害危険地区に関する判定情報の調査分析や精度向上に努めることが決定されました。

　右側中段の（参考）を御覧ください。

　山地災害危険地区という地区が大変出てくることになってくるのですけれども、これは山腹崩壊、崩壊土砂の流出などにより、下流の公共施設が人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性からみて、その崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したものでして、「山腹崩壊危険地区」「崩壊土砂流出危険地区」、そして「地すべり危険地区」の３種類に区分されまして、危険度の高いものから順に、Ａ、Ｂ、Ｃの３ランクに区分されております。

　ここで、次の１２０ページの資料３を御覧ください。

　それぞれの危険地区の崩壊のイメージ図と府内の箇所数を示しております。山腹崩壊危険地区が、山腹斜面からの崩壊が府内６８０か所、地滑り危険地区が府内で３か所、崩壊土砂流出危険地区、土石流の感じですね、渓流からの崩壊が府内で６６０か所、これら３地区の合計が現在１,３４３地区指定されているところでございます。

　資料２のほうに戻らせていただきます。

　左上、検討の背景の丸の３つ目でございます。

　この山地災害危険地区につきまして、令和４年から５年度に「山地災害危険地区に関する在り方検討会」での意見を踏まえまして、危険地区の調査要領が８年ぶりに改正されることになりました。

　主な改正概要としましては、下の赤枠で囲っております調査要領の概要を御覧ください。

　１つ目としまして、激甚化・形態変化を踏まえた補正項目の追加。２つ目としまして、リモートセンシング技術を活用した詳細調査。３つ目としまして、治山対策による発生危険度の低減。４つ目としまして、事業の進捗状況等によりまして、毎年度、地区数や危険度の見直しを実施することが改正されております。

　右側の緑の囲みの中で、これら補正項目と発生危険度の低減内容を例示しております。

　ここで、資料３－２、ページ番号１２１ページを御覧いただけますでしょうか。

　山地災害危険地区の調査要領の改正概要が取りまとめられています。

　左上１つ目の補正項目としまして０次谷、凹地形、０次谷や、森林整備遅れによる収量比数、また、想定流木量を補正項目として追加することや、下の２番目、リモートセンシング技術、レーザー計測による微地形を活用すること。

　右側３つ目としましては、これまでの治山対策などの整備効果による危険度低減としまして、治山対策が一定概成した危険地区については、発生の危険度を低減したりすることや、逆に、古い施設で老朽化が進み、施設の健全度が、点検をした結果３や４、これは例えばコンクリートのひび割れ等によりまして機能が低下しておるということで、施設の改修が早期に必要な施設ということになります。こういった施設が確認された場合は、逆に危険度の低減を以前のものに戻すなどの、大きく３つの改正概要がありました。

　この改正を受けまして、今年度と来年度にかけまして、現在、全都道府県のほうで一斉に見直し調査を実施しているところです。

資料２のほうに再び戻らせていただきます。

　真ん中、左下段の青の囲いのところですけども、以上によりまして、調査要領の改正に伴いまして、今後取り組むべき事項としまして、見直し調査によりまして府域全域の危険度を再評価するとともに、丸の２つ目、これまでの治山対策、森林整備、流木対策等の整備効果を検証し、危険度を修正する必要があります。

　また、毎年度、調査票の更新を行うに当たりまして、森林防災・減災に関する中長期的な視点での計画を作成し、目標設定及びそれに基づく事業の進捗管理が重要となってまいります。

　そして、もう１つ大きな項目として、森林防災という観点で、我々は大阪府の森林環境税を独自に創設しまして、これまで防災・減災対策を実施してきました。

　資料の４、１２２ページを御覧いただけますでしょうか。

　大阪府森林環境税につきましては、左の欄、平成２８年度より府内に住所がございます個人等に年額３００円を御協力いただきまして、年額としまして約１１億円、４年間で約４５億円で、４年間を１期としまして、これまで事業に取り組んでいるところでございます。

　特に、平成２８年度の第１期から、資料上段の赤点線で囲んでいます防災・減災対策に継続して取り組んでいるところです。この赤点線の部分を特に、次のページの資料４－２、１２３ページから順に御説明させていただきます。

　平成２８年度から令和２年度にかけましては、この山地災害危険地区のうち、崩壊土砂流出危険地区、渓流の中で危険度がＡランクかつ国庫補助治山事業が未着手で、保全対象が２０戸以上の地区を選定しまして、保安林以外の地区で３０地区を緊急重点的に対策を実施しました。

　治山ダムの整備や渓流沿いの危険木の伐採、搬出。写真にありますような危険木の渓流沿いの伐採、搬出、そして森林整備などを事業面積にしまして７５０ｈａ実施しております。

　次の令和２年度から６年度にかけましては、（２）番目、豪雨災害等での新たな知見として、凹地形での対策を中心に、保安林外の地区で重点的に５６地区、今年度まで整備予定にしております。

　そして、今年度、令和６年度からは、次のページ、資料４－３を御覧ください。

　今年度からは、集水域、森林区域における流域治水対策事業としまして、対策を実施してまいります。こちらにつきましては、ここで少しお時間いただきまして、御説明させていただければと思います。

　一番上の目的としましては、集水域である森林区域において、流域治水の考え方に基づき、森林の土砂流出防止及び洪水緩和機能の維持・向上を図り、地球温暖化に伴う気候変動に起因します想定を超える豪雨や台風等による洪水被害の軽減・防止を目的としています。

　続きまして、事業概要につきましてです。事業対象となる区域は、流域治水上、緊急的に対策を必要とする以下の全てを満たす森林としております。

　まず１つ目が、流域治水プロジェクトに位置づけられました河川の上流であること。２つ目が、河川上流の集水域におおむね１００ｈａ以上の森林がある河川の上流であること。３つ目が、洪水リスクがある河川の上流であること。４つ目が、既存の治山事業では対応できない区域。これら全ての要件を満たす森林としています。事業地区数としましては、後ほど位置図でまたお示ししますが、２３地区を計画しております。

　次に事業内容ですが、山地保水力の向上対策としまして、ピーク流量の調整機能を付加した、右上の２つの写真のような堤高の高いダムでありましたり、ダムと下流側の副ダムでピーク流量を調整するダムを設置いたします。

　また、写真下段の過密人工林におきまして、本数調整伐、森林整備等、筋工を組み合わせた対策を面的に実施しまして、山地の保水力を向上させます。

　続きまして、土砂・流木流出抑制対策としまして、流木化のおそれのある倒木や立木について、写真右下のように、事前に伐採撤去を行います。また、渓流の浸食や土砂流出を抑制するダム等の整備を行ってまいります。

　下の事業計画ですが、全体事業費としましては３０億２６０万円で、令和６年度の１６地区を皮切りに、令和１０年度にかけて全２３地区が完了する予定としております。

　資料の下段には、今回選定しました２３地区の選定方法を示しております。選定に当たりましては、流域治水との連携など下記①から⑤の選考基準を設けまして、最終的に重点対策箇所として２３地区を選定しております。

　続きまして、１２５ページを御覧ください。

　こちら１２５ページは、集水域における流域治水対策事業の模式図を表しております。

　一番外側の青い点線で囲まれた部分が、河川の流域を示しております。その中で、右側の集水域の森林区域、森林において今回対策を行っていきます。

　資料右には、治山ダムの水抜管を活用して段階的な下流への排水を行う治山ダムの模式図を掲載しております。

　資料右下には、本数調整伐と筋工による効果を示した模式図を示しております。

　森林整備と筋工の整備により、下層植生の繁茂や、筋工による表土の流出防止を図り、保水力を向上させていきます。

　続きまして、１２６ページを御覧ください。本事業を実施します２３地区の全体の位置関係、位置図を示しております。

　左の表は、順番に実施地区の市町村と地区名、水系ブロックといいますのは連携する流域治水プロジェクトを示しておりまして、河川名は上下流で連携して取り組む河川を示しております。右側の図が、選定しました２３地区の位置図となっております。

　続きまして、１２７ページを御覧いただけますでしょうか。

　１２７ページのこちらは、今年度に実施します地区の左が位置図と、右が計画数量となっております。今年度は、森林整備を右側の表につきまして総計５７.５ｈａを実施する計画としております。右下段が全体計画となっておりまして、令和８年度までに順次着手し、令和１０年度に整備が完了する計画となっております。

　以上が今年度からの大阪府森林環境税を用いた防災・減災対策の全容となっております。

　もう一度資料２、Ａ３の資料２、１１９ページに戻っていただけますでしょうか。

　資料右側、検討の背景の２つ目としまして、今御説明申し上げました森林環境税事業の取組につきまして、昨年度の大阪府の戦略本部会議におきまして、１期、２期、３期、延長に際しまして、知事のほうから森林環境税は通常の個人府民税を超えて負担いただくことから、いつまでにどんな対策を講じるのかなど、取組の全体像を府民にしっかり示していくようにお願いするという発言がありました。

　また、昨年度の府議会におきましても、長期的な山間部における防災・減災対策の在り方についても検討するなど、府民の安全安心に向けて着実に取り組んでいくと述べたところでありまして、こちらのほうからも、いつまでに、どれだけ、どのような対策を実施する必要があるのかといった全体像を示す必要があると考えているところです。

　以上のことから、一番下の黄色のところですけども、山地災害危険地区の見直しと併せまして、府域の森林の危険性を明らかにし、今後の取組方針や内容を府民にも分かりやすく示すものが必要であること、また、これまでの治山事業や大阪府の森林環境税事業の防災・減災対策の検証を踏まえまして、中長期的な目標を設定する必要があること、また、目標を設定するために必要な事業の全体像を示す必要があること、これらを定めるための大阪府森林防災・減災アクションプラン（仮称）の策定が必要であると考えております。

　以上が策定理由でございます。ありがとうございました。

【増田会長】　　どうもありがとうございました。

　ただいま森林防災・減災アクションプランの検討について御報告をいただきました。何か御意見、御質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

　三好委員、どうぞよろしくお願いします。

【三好委員】　　こういう新しいアクションプランが検討されるというのは、非常に前向きないい話だと思うんですが、まず、全体的に資料２あるいは資料３というあたりを見たときに、最近の森林に関わる自然災害の形態としまして、流木災害というものが非常に目立つということが１つと、もう１つ、土砂洪水氾濫という比較的近年注目されている形態の土砂災害が増えております。そういったことも念頭に置いて、アクションプランの検討を開始してはどうかというのがまず第１点です。

　特に、資料３はかなり古いといいますか、以前の認識に基づいた分類で、今、山地災害危険地区の制度立てつけが行われているので、このあたり、認識をまず近年の状況も少し反映するような形でアクションプランを今後検討していく、スタートの段階でそういった意識が必要じゃないかと思うのが１点です。

　それと、山地災害危険地区に関する話ですけれども、そもそもこの山地災害危険地区という制度の位置づけというのが十分明確になっていないというふうに考えております。どういった要件で指定するのかというのは、資料の３－２とか、そういったところでかなり技術的なことも含めて細かく検討されていますので、こういった内容については、今後検討部会というものが立ち上がりましたら、技術的なことも含めて細かく検討されていくとは思うのですが。

　そういった内側の細かいところとは別に、まず入口のところ、あるいは出口のところで気になるところがありまして、例えばリモートセンシング技術をうまく使って地形を拾っていくということですが、そういった場合に、まずデータをどのように集積していくのかというところから考えていく必要があると思っております。レーザー測量を定期的に行う、あるいは、レーザー測量の成果を単なる地形だけじゃなくて、森林の状態も含めてシステムを構成するように蓄積していくことが必要だと思っております。そういった、まず中身の検討に入る前のデータの集め方というところの問題がある。

　あと、出口側で、この山地災害危険地区の指定の意味として、２つ意味があると思っていまして、１つは指定された箇所での森林管理をいかに進めていくかということで、もう１つは、その指定状況をハザードマップ的に府民の皆さん、住民の皆さんにどのように知らせていくか、周知していくかというような問題がある。

　そういったところを考えた場合に、今までの状態では、あまり明確な位置づけというのはなかったように思いますので、森林管理にどのように生かしていくのかという点と、住民の方にどのように知らせていくのか、インフォームしていくのかというところが今後の課題になると思いますので、そういったところをこのアクションプランの検討の入口としてある程度位置づけておいてはいかがかというふうに考えております。

　以上です。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　今の御発言とも関連する内容で、御発言を一度全部いただいてから、事務局のほうに一括して少し御答弁いただければと思いますけど。今の発言に関連するような部分で何かございますでしょうか。いかがでしょうか。調査の精度とか調査の枠組み、大きくはですね。それともう１つは出口戦略という、大きく２つ御指摘ありましたけど、それ以外で何かございますでしょうか、いかがでしょう。

　宮田委員、どうぞ。

【宮田委員】　　対策のほうの資料４－３にあるピーク流量調節機能のある治山ダムのところで、お伺いしたいんですが。

　このピーク流量調節機能を付加した治山ダムというのが、そのちょっと下にある渓流の浸食や土砂流出を抑制する治山ダム、通常の働きのような治山ダムと何か違いがあるものかということと、基本的に治山ダムなので、だんだん堆砂していくと思うのですが、堆砂していくと、やっぱり貯水容量でいうと減っていくということで、多分除石をするというような、継続的にその容量を確保するみたいなのはプランとして入ってないと思うんですけど、そのあたり、だんだん経年劣化じゃないですけど、機能として経年劣化していくようなところをメニューに入れるというのが適当かどうかというところが大丈夫かなという感じがちょっとしました。

【増田会長】　　ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。栗本委員、何かございますか。よろしいですか。

【栗本委員】　　特にないです。

【増田会長】　　髙橋委員、どうぞ。

【髙橋委員】　　今回のこのようなアクションプランが御検討されるということで、大変有意義なことだというふうに思います。

　治山関係ですと、なかなか府民の皆様が、特に都市部に住んでいる方々が分かりづらいというようなこともあろうと思います。そういう意味では、税金を取っているところについて、こういうふうにやるんだよということを明示していくということは、非常に重要なことだと思います。

　私ども近畿中国森林管理局も、今、能登の地震そして豪雨がございまして、それの対応をしているところでございますけれども、本当にここに書いてあるとおりでございますけれども、災害が多発といいますか、非常に大規模で起こることが非常に多くなっております。

　そういった実際の災害が起きた際の、このアクションプランとの関係といいますか、そこはどういうふうに整理されるおつもりなのかというのをちょっとお聞かせ願えればと思います。

【増田会長】　　ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　髙橋委員の発言の続きといいますか、ここで防災・減災までしか言われてないんですね。想定外の災害というのは、どんどんこれから起こる可能性があって、想定外の災害が起こった後のレジリエンスというか、再整備する、災害復旧する体制づくりとか、そのあたりも踏み込む必要性あるのかと思っているのですけども、そのあたりが全く触れられてないのですけど、そのあたりもやはり議論しておくべきかと思うのですけれども、そのあたりも含めて、今、４人から少し意見が出ましたけど、何か事務局のほうで御回答があればということで。

【司会（上本森づくり課技師）】　　すみません、オンラインの長島委員のほうも手を挙げていらっしゃいます。

【増田会長】　　分かりました。長島委員、どうぞ御発言よろしくお願いします。

【長島委員】　　関連しているような内容で、このアクションプランの先ほど再生、復旧の話もありますけれども、この位置づけをちょっとお聞きしたいということです。

　防災・減災ということで、山地災害危険地区についてはこの場所という指定があって、恐らくそこで具体的にどうしていくかという話が出てくるのと。あと、今示していただいている流域治水対策については、どちらかというと、各流域においてどういうふうに減災に向けて森林を整備していくのかというような内容になっていくんだと思うのですけれども、そのときに、では、この防災・減災のアクションプランというのは先ほど議論していた森林計画との関係性でどういう位置づけになるのかなと。

　つまり、防災・減災というのが前面には出ているけど、その一方で、森林整備というのは具体的にしていかないといけない。計画量があると。今回、このアクションプランでやった分の整備は、この計画の中の整備量の中に入っていくのかどうかとか、その辺がちょっと具体的に分からなかったというので、ちょっと位置づけについて教えていただきたいなというふうに思います。

　特に環境譲与税との関係で、経営管理制度などもある中で、流域保全の集水域の流域治水対策というのは、恐らくその辺の財源も使っていくんじゃないかと思ったりするのですが、その辺の違いとかも含めて教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【増田会長】　　ありがとうございます。大体御意見出尽くしたということでよろしいでしょうか。

　そうしたら、一括して少し御説明いただけますか。

【樋口森づくり課森林整備補佐】　　それでは、最後の位置づけのところからまず説明させていただきます。

　今回のこのアクションプランと、議題の（２）であります地域森林計画でございますが、地域森林計画のほうの計画量は、森林資源の循環を前提とした森林の施業量を、間伐にしても主伐にしても用いているというところになっております。

　また、地域森林計画の中では、治山事業の予定地区数とか予定計画内容というものは盛り込んでおりますが、具体的にどの年度、どこを優先してというようなところはないという状況になっております。

　ですので、今回のこのアクションプランにつきましては、山地災害に関連する部分の、より詳細な計画をつくるというものとまず考えております。

　また、先ほど長島先生おっしゃられたような山地防災、治山以外での森林施業というのはどこまで反映するのかというところでございますが、この山地災害危険地区というものを今後毎年、施業量とかから見直しをかけまして補正をやっていくということになっております。

　資料でいきますと、１２１ページの山地災害危険地区調査要領の解説書の中に、１の②収量比数というところがございます。この収量比数というのは、森林整備の遅れもしくは放置森林による疎林なんかがこの加点対象になるというものになっておりますので、逆に言うと、当該、前年度の事業実績を我々のほうで集約しまして、その森林整備の結果、この収量比数が改善したのか。改善したところにつきましては、この補正点数の見直しにするとか、そういう形での反映ということになりますし、冒頭の山地災害危険地区を見直しするときの点数項目にもなっておりますので、過密林分というのが今我々も調査をかけているところなんですけども、ある程度レーザー計測の結果により、過密林分なのかそうでないのかというのが分かってきますので、そういったところに対して、先ほどの山地災害の危険地区の危険度が高くて、優先が高いところ、そういったところで効率よく森林整備も併せてやっていくと、そういう考えで事業計画のほうを考えていければというふうには考えているところです。

　それから、アクションプランの反映というのは今のでお答えしたと思いますので。

　あと、会長からおっしゃられました災害発生した際の対応とか体制、ここについても、このアクションプランの中で考えていくべきじゃないかというところはごもっともかなと思いますので、どこまでアクションプランの中で書いていくかというところは、また、皆様の御意見を聞きながら考えていきたいと思っております。

　また、局長のほうからありました想定外の災害発生した場合、どうするのかというところですが、これも毎年見直しをかけていくという中で、災害が発生した箇所については追加の調査をした上で、翌年度の危険ランクＡとか、優先順位の高いところというような形で組み入れていくということが想定されております。

　それから、宮田委員から御質問ありましたピーク流量調整機能に関する違いというところなんですけども、資料でいきますと１２５ページですかね。治山ダム（流域治水対策型）ということで、今回、流域治水対策の一つとして検討を今進めているところです。

　これらの治山ダム、通常のものとどう違うかというところなんですけども、通常の治山ダムというのは、土砂の堆積量を想定した上で計画高を決定するものとなっておりまして、水の高さというのは基本的な考えに入っておりません。

　ですので、流域治水対策型につきましては、そこの渓流内での想定される、期待される渓岸侵食の防止のための堆積量、それに加えてプラス２メートルとか、ちょっとかさ上げをした中で水がたまる工夫をするというような考えと、排水管につきまして、対象とする雨量というのをどうしていくかというのは議論中なんですけども、常時水が抜ける形ですね。その排水機能を持たせて、調整容量を確保していくと、そういう機能のものになっております。

　また、もう１つ、堆積していくことになるであろうその対応についてですけども、これについても内部でも議論のあるところでして、最終的に異常堆砂した場合に、その土砂を撤去できるようにしておく必要があるんじゃないかと、そういう議論は今しているところですが、基本的には、この流域治水対策型を検討するダムの場合は、想定する堤高、高さの半分ぐらいまで完成した状態で土が埋まっている状態、もう半分ぐらいまでが、本来治山ダムとして機能する、たまっていくであろうというライン、それに加えてプラスの数メートルという調整容量代を残すという考えでやっていくというふうに思っております。

　ですので、通常の今までやっている治山ダムとかでも、異常堆砂している場合は撤去すべきじゃないかというのがありまして、山地災害危険地区の解説要領にもありましたダムの機能低下というところで、異常堆砂しているようなダムは健全度が３とかになったりする場合もあります。そういうことで我々のほうは考えております。

　三好先生からいただきました入口・出口のところは、また今後議論していく中で、参考にさせていただいて、入口・出口のところの議論からしていきましょうかということで、参考にさせていただきたいと思います。

　以上です。

【増田会長】　　御発言いただいた皆さん方、よろしいでしょうか。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

　それでは、大体、これに関しては第１段階での意見交換ができたかと思いますので、お諮りしたいと思います。

　この諮問案件に関しましては、次年度中に策定するということで、非常に限られた時間の中で集中的、効率的に議論をしていかないといけないので、本審議会に新しい部会を設置して審議してはどうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【増田会長】　　ありがとうございます。

　それでは、新たな部会の設置について、現在の規程ではどうなっているか、事務局のほうでよろしくお願いしたいと思います。

【樋口森づくり課森林整備補佐】　　資料５ページ、森林審議会規程、こちらのほうを見ながらお聞きください。

　新たに部会を設置する場合は、この規程の第６条のところに、今、森林保全整備部会を立ち上げて、ここに１号ということで入っておりますが、この規程の改正で、新たな部会をまず組み入れたりしないといけないということになります。

　規程の改正の具体的な内容としましては、この６条第１号と第２号、１号の下に２号として新たな部会の追加をする必要があるというのが１点と。もう１つがその下の第７条。第７条では、森林保全整備部会の議決内容とかが書いておりますので、同様に新しい部会をつくるのであれば、この第７条第２項として、新たな部会の議決事項を追加するということになります。

　なお、平成３０年に別の森林整備指針をつくった際に、部会を立ち上げて議論したこともあるんですけども、平成３０年に設置しました森林整備指針検討部会の議決事項としましては、大阪府森林整備指針の策定に関する事項となっておりますので、今回も第７条に第２項を加える場合は、同じような、大阪府森林防災・減災アクションプランの策定に関する事項とか、そういう形での追加を想定しております。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　それでは、規程の改定が必要ということでございますけれども、新旧対照表が整理されておりませんけど、詳細の文言については事務局に一任するとして、急いでおりますので、この場、口頭になりますけれども、審議会規程第６条第１項第２号に森林防災・減災アクションプラン検討部会を追加し、第７条第２項に議決事項を追加するということで、規程を改定したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【増田会長】　　ありがとうございます。

　それでは、そういう形で改定をしますので、事務局のほうで整理のほど、よろしくお願いしたいと思います。

　それでは続きまして、部会長と部会委員についてもこの場で決めたいと思います。

　部会長につきましては、皆様のお手数を煩わせるのも申し訳ございませんので、私のほうでさせていただこうかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【増田会長】　　ありがとうございます。

　それでは、部会委員ですけれども、規程第６条によると、審議会会長が指名することになっております。専門領域を勘案しまして、東委員、栗本委員、リモートで御参加いただいている長島委員、それと宮田委員、同じくリモートで参加いただいています三好委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【増田会長】　　ありがとうございます。

　それでは、ありがとうございました。また、国の山地災害危険地区の見直しと併せて、アクションプラン（仮称）の規定を行うと伺っておりますので、国における最新の知見、あるいは治山対策の在り方等も反映させるために、近畿中国森林管理局、髙橋委員にも御参加と思いますけれども、いかがでしょうか。

【髙橋委員】　　国からもアクションプランの検討委員会の委員に入るべきだとおっしゃっていただきまして、恐縮でございます。このアクションプランの検討の部会でございますけれども、今御説明のございました検討の内容、そして集中性からいたしますと、より現場実務といいますか、治山事業とかそういったものに精通した者が適任かとも思います。

　したがいまして、事務局とも調整いたしますけれども、後日、当局から適任者を推薦させていただくという形でも構いませんでしょうか。

【増田会長】　　皆さん、いかがでしょう。よろしいですよね。

（「異議なし」の声あり）

【増田会長】　　はい、ありがとうございます。それでは、後日御推薦いただくということで、よろしくお願いしたいと思います。

　それでは、先ほどお願いしましたメンバーに、今ございました適任者の推薦を受けて、このメンバーで今後議論を進めてまいりたいと思います。

　先ほどの諮問に対してですけれども、森林保全整備部会の議決事項について、答申は部会にて行っておりますので、同様の形式でこのアクションプラン部会にも答申をお願いし、本会で報告を行うこととしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【増田会長】　　ありがとうございます。

　今後の予定については、いかがでしょうか。

【樋口森づくり課森林整備補佐】　　今後の予定ですが、資料でいきますと１１９ページの右下にちょっとスケジュールをざっくり入れております。今年度中に、３月ぐらいには１回部会を入れたいと思っているんですけども、基本的には令和７年度に部会で内容を議論させていただいて、また本審議会で答申という流れを考えております。

　ちょっと細かい日程のところにつきましては、また、部会長、部会委員の皆様と相談の上、調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【増田会長】　　ありがとうございます。それでは、よろしくお願いしたいと思います。

　それでは、議事事項の２点については終了させていただきたいと思います。

　最後になりましたけれども、報告案件として、林地開発許可の実績について、事務局から報告をお願いしたいと思います。予定しておりました目いっぱいの時間になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

【芝池森づくり課主事】　　森づくり課保全指導グループの芝池と申します。よろしくお願いします。

　林地開発許可については、資料の５番の林地開発許可の資料を御覧ください。

　まず、１２９ページを御覧ください。こちらは、昨年度の森林審議会の日の令和６年の１月２２日から、昨日、令和６年１２月１日までの期間における森林保全整備部会での個別意見聴取対象とならない開発行為を行う区域である、係る森林面積が５ｈａ未満の林地開発許可の実績になります。

　なお、報告期間において、森林保全整備部会での個別意見聴取が必要となる５ｈａ以上の許可事案はございませんでした。

　次に、１３０ページを御覧ください。こちらは、許可事案別の詳細を許可日の順にお示しした資料でございます。

　まず、新規の許可について説明させていただきます。

　新規許可については、１番の事業所用地の造成、４番の農地造成の計２件です。

　１番の事業所用地の造成は、太陽光発電事業用地の造成を目的とする開発でございます。開発行為に係る森林の面積は１.４３１１ｈａです。

　４番の開発は、農地造成を目的とする開発でございます。開発行為に係る森林の面積は３.５３５６ｈａです。

　次に、変更許可についてですが、２番、６番の土石の採掘、３番の事業所用地の造成、５番の道路の開発で、計４件の許可を行いました。

　なお、２番と６番の許可については、同一の案件についての変更許可でございます。

　まず、３番の事業所用地の造成については、こちらは産業廃棄物の埋立てを目的とした林地開発が行われていた土地の跡地利用として、太陽光発電設備の設置やグラウンドの造成などの複合的な開発が行われている開発です。変更内容としましては、事業区域の拡大及び期間の延長です。開発行為に係る森林面積は０.０８１３ｈａ増加しております。

　５番の道路の新設は、新名神高速道路の整備工事に伴うものです。変更内容は、事業区域の拡大及び期間の延長です。開発行為に係る森林面積は０.３９５９ｈａ増加しています。

　土石の採掘については、２番が事業区域の拡大、６番が係る森林面積の増加を伴わない行為内容の変更及び期間の延長でございます。土石の採掘についての開発行為に係る森林面積は、合計して３.１４５９ｈａ増加しています。

　次に、近年の林地開発の傾向につきまして、１３１ページを御覧ください。

　過去５年間のグラフは、新規の許可及び協議、変更により新たに開発される森林面積を開発行為の目的別に示しています。ここでの協議とは、森林法第１０条の２第１項第１号または第３号により、許可を要しないとされる国、地方公共団体が行う事業等について連絡調整したものをいいます。直近５年間の主な林地開発協議事業は、令和３年度の協議における国際文化都市彩都の土地区画整理事業約６９ｈａ等があります。

　なお、今回の森林審に際して、直近１０年間の案件について分析したところ、公共事業による開発は減少傾向にあることが分かりました。特に平成２６、２７年度については、多数の協議同意を行っていますが、そこからは件数としては減っているような状況になっています。

　最後に、１３２ページを御覧ください。参考資料として、今回の報告事案の位置をお示しした図面を添付しております。御確認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

　資料５の林地開発許可等の実績報告については、以上になります。

【増田会長】　　ありがとうございました。ただいま事務局より説明のございました林地開発許可の実績について、何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

　保全部会にかかわらない、かからない小規模なものということでございます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

　それでは、私のほうでお預かりしておりました議事案件並びに報告案件、全て意見交換できたかと思いますけれども、その他、全体を通して何か御意見、特にございますでしょうか。よろしいでしょうか。リモートの参加のお二人もよろしいでしょうか。ありがとうございます。

　それでは、本日予定しておりました案件は、全て終了いたしました。ほぼ２時間にわたってという長時間にわたりましたけれども、議事の円滑な進行、あるいは貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

　それでは、事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。

【田中みどり推進室長】　　本日、２件の諮問をさせていただいたわけですけれど、防災・減災アクションプランの作成に当たりまして、大変貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。特に、レーザー計測データを森林整備にどう活用していくかでありますとか、それを府民にどう見せていくのかというような意見、それから、流域治水対策型の治山ダムの機能維持をどうしていくのかという問題、それから、災害後の復旧をどうしていくのかということも議論に入れていくべきというような意見もいただきました。

　あと、流域治水対策と経営計画、あるいは譲与税との整理というのも必要ではないかというような意見もいただきました。

　それから前半の部分では、万博で活用した木材のリサイクルということも考えていく必要があるだろうという意見でありますとか、５条森林以外の森林をどう扱っていくのかというような意見もいただきましたので、今後のアクションプランを策定していく中で、本日いただいた意見を取り入れる形で進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【司会（上本森づくり課技師）】　　ありがとうございます。

　増田会長、議事進行をありがとうございました。

　以上で予定しておりました案件は全て終了いたしました。

　これをもちまして、第９０回大阪府森林審議会を閉会させていただきます。

　本日御審議いただきました御意見を踏まえ、必要な手続を進めてまいります。委員の皆様には長時間にわたり貴重なお時間をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

――　了　――